

# 重要事項説明書 (介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント)

## 1. 当事業所の概要

事業所名	地域包括支援センター鎌倉市社会福祉協議会
所在地	神奈川県鎌倉市御成町20-21
事業者指定番号	1402100018
管理者・連絡先	吉岡 雅恵 電話0467(61)2600
サービス提供地域	十二所・二階堂・浄明寺・西御門・小町・雪の下・扇ガ谷・御成町

## 2. 事業所の職員体制等

職種	常勤・兼務	非常勤・兼務	常勤・専任	非常勤・専任
管理者	1名	0名	0名	0名
保健師・看護師	1名	0名	0名	0名
社会福祉士	2名	0名	0名	0名
介護支援専門員	1名	0名	0名	0名
事務員	0名	0名	0名	0名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及び運営規程を遵守させるため必要な命令を行う。

担当職員は、指定介護予防支援及び、介護予防ケアマネジメントの提供にあたる。

## 3. 営業日及び営業時間

月曜日から金曜日（土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始の12月29日から1月3日を除く）  
8時30分から17時15分まで

## 4. サービス利用料及び利用者負担

区分	月額料金
介護予防支援費 及び 介護予防ケアマネジメント費	4,884円
初回加算 ※新規に計画を作成した場合	3,315円
委託連携加算 ※居宅支援事業所へ委託した場合際の開始月のみ	3,315円

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて、法定代理受領の場合に利用者の負担はありません。但し、保険料滞納による給付制限等により、提供した介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて、法定代理受領以外の利用料の支払を受けた場合は、領収書及び指定居宅介護支援提供証明書を交付致します。

## 5. 運営方針

- ①利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者が可能な限り、その居宅において自立した日常生活を営むことができるように配慮し、介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービス等の提供がされるよう支援します。
- ②介護予防支援等の実施にあたり、利用者の意思及び人格を尊重し利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、利用者の選択に基づき適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、公正中立な立場でサービスを調整します。
- ③介護予防支援等の実施に当たり、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携や関連情報の活用を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ④介護予防サービス計画書に介護予防サービス事業所を位置付ける際には、複数の事業所を紹介します。また、求めに応じて当該事業所を位置付けた理由を説明します。
- ⑤利用者の人権擁護、虐待防止等の為の必要な体制整備と従業員に対して研修等を実施致します。
- ⑥虐待防止対策を検討する委員会、及び職員への研修を、担当者を定めて定期的に開催し、利用者等の虐待の発生または再発を防止します。
- ⑦利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。万一、緊急かつやむを得ず身体拘束を行う場合には、様態・時間、その際の利用者の心身状況と身体拘束の理由（切迫性、非代替性、一時性を満たす）を記録します。
- ⑧職場におけるハラスメント防止に取り組むとともに、万一、利用者が職員に対し暴言・暴力・嫌がらせ等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善が得られない場合は契約を解除する場合があります。

